

平成27年度 第1回 平塚市美術館協議会 会議録

開催日時 平成27年8月5日(水) 14時00分～15時30分
開催場所 平塚市美術館 研修室
出席者 委員 水沢勉、河野孝博、宮澤達寛、加藤宏、後藤真由美、岩城孝子
事務局 金子教育長、鈴木社会教育部長、草薙館長、小林副館長、土方館長代理、
近藤担当長、勝山学芸員、江口学芸員、家田学芸員、安部学芸員
傍聴者 3名

会議の概要

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 職員紹介
- 6 平塚市美術館協議会について
- 7 議題

(1) 正・副会長の選出について

(2) 平成27年度事業について

これまでの事業報告(事務局から説明)

作品 展覧会 教育普及 その他の事業 施設利用者等の統計

今後の事業予定(事務局から説明)

展覧会 教育普及 その他の事業

(3) その他

- 8 閉会

委嘱状の交付

教育長から委嘱状の交付を行いました。

教育長あいさつ

ただいま、美術館協議会委員の委嘱状を交付させていただきました。委員の皆様は、お忙しい立場でありながら、美術館協議会委員をお引き受けいただき感謝申し上げます。今回の委員改選に伴い、3名の新しい委員の方に加わっていただきました。美術館では、展覧会事業だけではなく、赤ちゃんから高齢者まで、幅広い世代を対象としたワークショップや講座などの美術教育の普及・体験を図る事業にも力を入れています。委員の皆様の幅広い体験や知見を基に、貴重な御意見や御助言をいただければと思います。2年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

平塚市美術館協議会について

「博物館法」「平塚市美術館の設置及び管理等に関する条例」「平塚市美術館の設置及び管理等に関する条例施行規則」に基づき、平塚市美術館協議会を開催する主旨を事務局から説明。

議題及び質疑

(1) 正・副会長の選出について

「平塚市美術館の設置及び管理等に関する条例施行規則」に基づき、会長・副会長を置き、委員の互選によることを事務局から説明。

会長に水沢勉委員、副会長に河野孝博委員を全員一致で承認。

(2) 平成27年度美術館事業について これまでの事業報告

上期の展覧会事業、教育普及事業について、内容・会期・関連事業等を事務局から説明。

その他の事業、施設利用者等の統計、施設の管理や防災訓練等の内容等を事務局から説明。

その他の事業について

委員 急病人が出た場合、どう対応しているのか。

事務局 職員、受付従事者や監視員等と連絡を取り合っ、まずは急病人を救護室に案内します。また、状況により救急車を要請し対応しています。

平成27年度の今後の事業予定について

下半期の展覧会事業の内容・会期・関連事業等、教育普及事業の主なワークショップの内容等を事務局から説明。

その他の事業の内容等を事務局から説明。

展覧会事業について

委員 ペコちゃん展は、観覧者がどのくらい来ているのか。

事務局 8月4日現在、21日間で観覧者11,473人、平均546人です。

委員 ワークショップ「ミルクキーを作ろう」は、衛生上問題はないのか。

事務局 保健福祉事務所と不二家に確認し、問題ないと回答を得ています。

教育普及事業について

委員 6月6日にスクールプログラム「先生のための美術鑑賞広場」に参加したが、参加者が少なかった。6月は運動会など学校行事が多く、秋休みに「先生のための美術鑑賞広場」を実施してもらえないか。

事務局 依頼があれば、実施を検討します。

委員 城島小学校とみずほ小学校を対象に実施予定の美術館ツアーは、児童が美術館に来るのか、美術館職員が学校に行くのか。また何年生、何人くらい対象に実施するのか。

事務局 城島小学校は、5年生1クラス30人くらい、みずほ小学校は、3年生2クラス50人から60人くらいを対象に実施する予定です。

委員 対話による美術鑑賞教育のボランティア育成とは、どのようなものなのか。

事務局 9月に学校を通じてボランティア募集のポスターを配布し、秋にボランティアを確定し、ボランティア向けの事業を行っていきます。今年度末に対話による美術鑑賞教育をトライアルとして進めていきます。

鑑賞教育とは、生徒を少人数に分けて、グループごとに市民ボランティアが付いて、絵

の前に座って美術の知識を伝えるのではなく、「絵の中で何が起きているか、何を感じるか」、絵を見た子ども達の感想や印象を引き出し、絵に関心を持ってもらうことが目的です。ボランティアの方々と協働して対話による鑑賞教育を進めていきます。

また対話による鑑賞教育をすでに実施している西東京市などのボランティア育成を参考にしながら平塚スタイルを作り、対話による鑑賞教育を実施していきたいと考えています。

委員 ボランティアのスタッフルームを準備しているのか。
事務局 スペースを上手く活用しながら、対応していく予定です。

委員 0才からの鑑賞ツアー、子どもを成長させていく上で、すごく興味がある。子どもはどんな反応を示すのか。

事務局 0才からの鑑賞ツアーは、平成27年春の所蔵品展から始めました。参加した子どもの反応は良いです。子どもは、作品1点1点をじっくり見ませんが、興味を持った作品に対してはじっくり見えています。大人が子ども向けに良いと思っている作品に必ずしも反応するのではなく、大人が嫌がるような抽象的な作品を好んだりします。これからも子ども向け鑑賞ツアーを大切に行っていきたいと考えています。

委員 ワークショップを年間多く開催しているが、各ワークショップの成果を発表する場がない。何らかの形で、ワークショップの成果を紹介できる機会があるとよいと思う。

事務局 ワークショップの成果物を展示できるよう将来的には考えています。

(3) その他

寄附制度等について

委員 寄附制度や美術館をサポートする会はあるのか。サポートする会の周知方法はどのようにしているのか。

事務局 美術館をサポートする団体として湘南フレンズ倶楽部という組織があります。展覧会レセプション開催サポートや、美術品購入基金を積み立て作品の寄贈を考えていただいたりしています。周知方法は、館内、市内公民館、会員の紹介等で行っています。

委員 美術作品を購入する予算はついているのか。

事務局 作品購入の予算がついていないので展覧会を通じて作家に寄贈や寄託を依頼しています。

企画展・特集展について

委員 企画展と特集展の違いは何か。

事務局 展覧会は、大中小三つに分類されます。大きな展覧会を企画展、中小の展覧会を特集展として位置づけています。企画展は、予算規模も大きく、人が集まる展覧会です。特集展のうち中展覧会は、比較的知られていない作家にスポットあて、企画展開催に合わせて開催する展覧会です。小展覧会は所蔵作品中心の展覧会です。

平成27年度第1回平塚市美術館協議会次第

平成27年(2015年)8月5日(水)

場 所 平塚市美術館研修室

時 間 午後2時から

1. 開会

2. 委嘱状の交付

3. 教育長あいさつ

4. 委員紹介

5. 職員紹介

6. 平塚市美術館協議会について

7. 議題

(1) 正・副会長の選出について

(2) 平成27年度事業について

これまでの事業報告

作品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

展覧会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

教育普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

施設利用者等の統計・・・・・・・・・・・・ P 10

今後の事業予定

展覧会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13

教育普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20

その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22

(3) その他

8. 閉会

平塚市美術館協議会委員名簿

(平成27年8月1日～平成29年7月31日)

氏名	選出分野	備考
ミスサワ ツトム 水沢 勉	学識経験者	再任 (3期目)
カワノ タカヒロ 河野 孝博	学識経験者 (大学交流)	再任 (3期目)
スズキ ヤスシ 鈴木 靖	学校教育関係者 (平塚秦野地区県立高等学校校長会)	再任 (2期目)
クリキ ユウゴウ 栗木 雄剛	学校教育関係者 (平塚市立中学校長会)	再任 (3期目)
ミヤザワ タツヒロ 宮澤 達寛	学校教育関係者 (平塚市立小学校長会)	新任
カトウ ヒロシ 加藤 宏	社会教育関係者 (平塚美術家協会)	再任 (2期目)
ゴトウ マユミ 後藤 真由美	社会教育関係者 (公益財団法人平塚市まちづくり財団)	新任
イワキ タカコ 岩城 孝子	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (市民公募委員)	新任

博物館法（抜粋）

制 定 昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号

最終改正 平成 26 年 6 月 4 日法律第 51 号

第 3 章 公立博物館

（博物館協議会）

第 20 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 21 条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 22 条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

平塚市美術館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

制 定 平成 2 年 9 月 28 日条例第 9 号

最終改正 平成 24 年 3 月 23 日条例第 12 号

（美術館協議会）

第 15 条 美術館に、美術館協議会を置く。

2 美術館協議会の名称は、平塚市美術館協議会（以下「協議会」という。）という。

（委員の任命の基準）

第 16 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

（定数及び任期）

第 17 条 委員の定数は、10 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じたときは、速やかに補欠の委員を補充しなければならない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第 18 条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理及び運営等並びに協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

平塚市美術館の設置及び管理等に関する条例施行規則（抜粋）

制 定 平成 2 年 1 1 月 3 0 日教委規則第 6 号

最終改正 平成 2 5 年 8 月 2 2 日教委規則第 1 9 号

（協議会の定数）

第 2 0 条 条例第 1 7 条第 1 項の規定による平塚市美術館協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、8 人とする。

（会長及び副会長）

第 2 1 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（招集）

第 2 2 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

（定足数）

第 2 3 条 協議会は、在任委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

（表決）

第 2 4 条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任規定）

第 2 5 条 前 5 条に規定するもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。